

周南市監査委員 久行 竜二
周南市監査委員 井本 義朗

定期監査結果の報告に係る措置状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定による定期監査を実施し、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を決定し市長等に提出しましたが、同条第14項の規定により、市長から当該監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知がありましたので、公表します。

1 監査の対象

健康医療部

健康づくり推進課、地域医療課、病院管理室、保険年金課

2 監査の範囲

令和4年4月から12月までの収入、支出及び契約等財務に関する事務

3 監査の実施期間

令和5年2月17日（金）から令和5年4月25日（火）まで

4 監査の実施に基づき措置を講じた内容

健康づくり推進課

(1) 収入事務

ア	指摘事項	使用料について、領収済通知書の保管が適正に行われていないものがあった。
	措置状況	今後は適正に保管します。
イ	指摘事項	使用料について、現金取扱員が自らの責任において入金を行っていないものがあった。
	措置状況	今後は自らの責任において入金を行います。

(2) 支出事務

ア	指摘事項	支払について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定められた期日までに支払われていないものがあった。
	措置状況	今後は期日までに支払いを行います。

地域医療課

(1) 収入事務

ア	指摘事項	貸付金に係る債権について、債権管理台帳が整備されていなかった。
	措置状況	債権管理台帳を整備し、適正に債権を管理します。

(2) 契約事務

ア	指摘事項	診療所における使用料等の徴収事務について、業務委託契約が締結されていなかった。
	措置状況	当年度について、業務委託契約を締結しました。今後は徴収事務の委託を適正に行います。
イ	指摘事項	診療所の業務に係る覚書について、自動更新条項が設けられているものがあつた。
	措置状況	自動更新条項を削除します。今後は予算の裏付けのある適正な契約を締結します。
ウ	指摘事項	業務委託について、必要な許可がない事業者と契約を締結し、1 者の見積書徴取とする理由に不備があるものがあつた。
	措置状況	今後は許可のある事業者と適正に契約を締結します。
エ	指摘事項	点検業務委託について、年度開始前に契約が締結されているものがあつた。
	措置状況	今後は年度開始後に契約を締結します。

病院管理室

(1) 契約事務

ア	指摘事項	固定資産の取得に係る決裁について、周南市病院事業職務権限規則に定める決裁がされていないものがあつた。
	措置状況	決裁がされていなかったものについて、周南市病院事業職務権限規則に定める決裁をしました。